

墨俣小学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第1章第2条）

(2) いじめの基本認識

- ①「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ②「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。」
- ③「いじめは、見ようと思ってみないと見付けにくい。」

以上、①②③の基本認識を十分理解し、学校教育全体を通して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を行う。

(3) 学校としての構え

上記の基本認識に基づき、学校は、危機感をもって、全教職員が一致協力し、組織的な指導体制により、いじめの未然防止等を行い、いじめを許さない学校づくりを行う。

- ①いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ②いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や、日常的な態度を醸成する。
- ③その時の指導によりいじめが解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめ防止のための取組（自己有用感を高める取組）

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業の推進、規範意識、主体性、自治力等を育成する指導等」）
- (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
- (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）
 - ①児童に自己決定の場を与える。
 - ②児童に自己存在感を与える。
 - ③共感的な人間関係を育成する。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実（アンケートは、調査後6年間は保存する）
- (2) 教育相談の充実
- (3) 教職員の研修の充実
- (4) 保護者との連携
- (5) 関係機関等との連携

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

〈いじめ防止・対策委員会〉

【学校職員】校長・教頭・教務・◎生徒指導主事・養護教諭・学年主任・ほほえみ相談員

【学校職員以外】保護者代表、学校評議員、民生児童委員

【緊急的な組織】校長・教頭・◎生徒指導主事・該当担任

- ・いじめ防止のための方策の推進・検証・見直し
- ・いじめ防止のための職員研修の実施
- ・いじめ発見時の初期対応

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容
4	・職員研修会（方針、前年度のいじめの実態と対応等） ・学校便り、WEBページによる「方針」の発信、PTA総会で「方針」の説明 ・無記名悩みごとアンケート①

5	・生徒指導事例研修 ・悩みごとアンケート①の実施（下旬）、QUアンケートの実施5・6年
6	・教育相談①（全員） ・いじめ未然防止のための全校集会 ・現職教育（ネットいじめ） ・学校評議員会①「いじめ未然防止・対策委員会」①で「方針」説明 ・悩みごとアンケート②（下旬）
7	・個人懇談による聞き取り ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」①（1学期取組の評価・対策等の見直し）
8	・現職教育（ネットいじめを含めた研修会）
9	・学校便り、WEBページによる取組経過の報告
10	・悩みごとアンケート③（中旬）、教育相談②（全員）
11	・悩みごとアンケート④（下旬）の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」②（対策の見直し）
12	・「ひびきあいの日」（「にっこりポカポカ運動」の取組と発表） ・保護者により「教育活動アンケート」の実施 ・学校評議員会②「いじめ未然防止・対策委員会」②（校内調査報告） ・個人懇談による聞き取り
1	・生徒指導事例研修 ・無記名悩みごとアンケート② ・「教職員取組アンケート」③（次年度に向けて）
2	・悩みごとアンケート⑤（上旬）、教育相談③（取り出し） ・学校評議員会③「いじめ未然防止・対策委員会」③（校内対策報告）
3	・学校便りによる次年度の取組の説明

6 いじめ問題発生時の対処

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導について協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 必要があれば、関係機関との連携（教育委員会、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）
- ⑨ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をいう。
ア) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。（長期の期間が必要であると判断される場合は、この限りではない。）
イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。（本人及びその保護者に、面談等により確認する。）

7 「重大事態」と判断された時の対応

□大垣市教育委員会に重大事態の発生を報告

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

□大垣市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

- ※児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに大垣警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
 - ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ④ 調査結果を大垣市教育委員会に報告する。
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。